

## 京都大学国際シンポジウム実施要領

平成13年9月19日 国際交流委員会決定

平成17年7月20日 国際交流推進機構長裁定

平成18年4月 1日 国際交流推進機構長裁定

平成18年7月13日 国際交流推進機構長裁定

平成23年6月22日 国際交流推進機構長裁定

京都大学は、21世紀を迎え、世界に開かれた大学として先端的な学術研究を積極的に展開していくため、京都大学が誇る独創的な学術研究を対象とする国際シンポジウムを海外もしくは国内で実施するものとする。

### 1. 目的

京都大学が誇る学術研究を、国際シンポジウムという方式により世界へ有効に発信することにより、当該分野における京都大学の独創性・先端性に関する国際理解を深めるとともに専門領域にとどまらない研究情報交換及び研究者交流の拡充に寄与することを目的とする。

### 2. 対象となるシンポジウム

#### (1) 主催

- ①京都大学が原則として主催する。
- ②他の外部機関と共催する場合には、京都大学の主体性が担保されるものであること。  
なお、共催する場合には、事前に国際交流推進機構長の了承を得ること。

#### (2) 開催地

開催地の選定にあたっては、当該シンポジウムのテーマを配慮すること。

#### (3) 分野又は研究テーマ

##### ①分野

京都大学が国際社会に語りかけるに相応しい領域であること。

##### ②研究テーマは次の要件を満たすものであること。

- ・京都大学が誇る独創的分野であること。
- ・当該シンポジウムにおける日本側のスピーカーは、原則として京都大学の教員であること。

### 3. 経費

当該シンポジウムの開催に必要な経費の全額又は一部を京都大学が支援する。

#### 4. 募集時期

当該シンポジウムの募集時期は、原則として開催前年度7月とする。

#### 5. その他

##### (1) 名称

名称は、「Kyoto University International Symposium」を冠することが望ましい。

##### (2) 選考

①提案された企画は国際交流推進機構協議会幹事会で審議し、選考する。

なお、必要に応じて企画者にヒアリングをすることがある。

②選考結果は、原則として開催前年度10月末までに関係者に通知する。

##### (3) 実施及び庶務

###### ①実施

当該シンポジウムを実施にするにあたっては、国際交流推進機構協議会幹事会と協議する。

###### ②庶務

当該シンポジウムに係る庶務は、研究国際部国際交流課が担当する。